

20東医社協第26号

2020年4月20日

東京都知事
小池 百合子 様

一般社団法人東京都医療社会事業協会
会 長 田上 明



新型コロナウイルス対策に関する要望書

日頃より医療社会事業につきまして、ご理解、ご支援を賜り感謝申し上げます。

本年1月より新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、国、東京都におかれましても4月7日に出された非常事態宣言に基づいた対策が進められ、私たち東京都の医療ソーシャルワーカーも、医療機関の最前線で患者やご家族の支援に当たっています。

しかし、なかなか終息が見込めない状況で、各医療機関では、医師、看護師をはじめとする医療従事者が感染の渦に巻き込まれている状態です。

こうした状況に対して、私たち東京都医療社会事業協会は、会員に対して、各医療機関での受け入れ態勢および転院、退院の際の医療機関、在宅等受け入れ態勢、医療ソーシャルワーカーとして抱えている課題についてのアンケート調査を行いました。

その内容からは、東京都都民に直接かかわる問題が浮き彫りになっています。今回、アンケート結果に基づいた対策に関して、以下のことを要望いたします。

1. 医療機関の受け入れ体制について

調査対象の医療機関では、受診患者に対しても制限をかけ、紹介状のない患者は受診を断る場合が出てきています。当然、どの医療機関も面会謝絶になり、面会できるわずかな医療機関も時間や人数の制限があり、その対応や相談を医療ソーシャルワーカーが担っています。

病院の機能、類型によって役割が定められていますが、なかなか都民には浸透していないのが現状で、大病院志向があります。ぜひこの機会に、新型コロナウイルス専門の病院を整備したり、第一にかかる地域医療支援病院（かかりつけ病院）、特定機能病院の役割分担を明確にして、新型コロナウイルス以外の患者がスムーズに受診できるよう要望いたします。

2. 在宅での医療、福祉の支援の整備について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、デイケアサービスや訪問リハビリ、訪問介護サービスなどの介護保険の在宅サービスが使えない状態になっています。中には、介護保険申請後の認定調査も制限しているところもあります。その影響でサービス利用ができない利用者の身体機能低下、認知機能低下が心配される事態となっています。

緊急事態を解消するため、地域の実情を考慮し、在宅サービスを提供する事業者を少なくとも1ヵ所以上を整備するよう要望いたします。

患者、調査員、職員の感染予防と適切な退院支援を行うために、新規、区分変更の認定調査について、医療機関入院中の患者については、医療機関に調査を委託するなどの特例を要望いたします。

3. 在院日数やリハビリテーションなど算定要件の緩和

介護サービスや、施設の受け入れ制限などにより、急性期や回復期などの医療機関に入院している慢性期の患者が、退院することが困難となっています。

緊急事態の状況の中、患者にリスクを負わせたまま退院させる訳にはいかず、入院期間を延長することによって患者とその家族を守らなくてはならない事態が、多くの医療機関で発生しています。

医療機関に対して、診療報酬の減収による経営難によって、今後更なる医療崩壊を招くことが、今回のアンケートによって明らかとなりました。

新型コロナウイルスの影響を少なくするために、在院日数や看護必要度、リハビリテーションの算定期間など、一時的な緩和を図って頂くよう、要望いたします。

4. 感染予防の備品の確保について

私たち医療ソーシャルワーカーは、受診、入院、転院、退院といった節目で患者との面接、面会を行う職種です。個人情報との関係から、個室または比較的限られたスペースでの対応をいたします。そのため、新型コロナウイルス対策としては、マスクの着用や手指の消毒が大切です。

しかし、アンケート結果を見ますと、多くの医療機関でマスク、消毒液等が不足しています。

医療従事者の感染予防は、医療崩壊を防ぐ第一歩です。どうか、医療機関にこれらの品を早急に配給していただくよう要望いたします。

なお、その際には、医師、看護師とともに、医療ソーシャルワーカーへの配布も条件に入れていただきたいと思います。